

該ノ因報シエムナニ場合ニ限リ申渡費用ヲ遂加スル程度ニ
ヲ解以近押切ラントスルヲ以テ再ヒ決裂ノ状態ニ陥ルモノト
豫想サル

た及申(通)報付也

6. 3. 20
227



昭和六年三月十九日

警視總監 丸山 篤 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

株式会社ロイヤルセルロイド志村工場ノ労働争議
ニ關スル件 (第十二報)

十日ノ会見ニ於テ事業主側ハ商品ヲ含メテ一萬二百円ヲ要出スルヲ發見シ従業員側ハ
要旨一萬八千五百円ヲ要求シ之を遂ニ入ルヲ力解決ニ至ラズ
十日事業主側ニ對シテ一萬八千五百円ノ無償支出ニテ之ヲ議シテ九カ尚解決ニ至ラズ

標記労働争議ハ其後事業主側ノ讓歩ニヨリ漸次横進シ解決ニ
道程ヲ進ルコト、アルカ状況左記ノ通